

簡単
解説

戸籍の証明について

戸籍とは・・・個人の出生から死亡までの親族関係・身分関係を公証する制度です

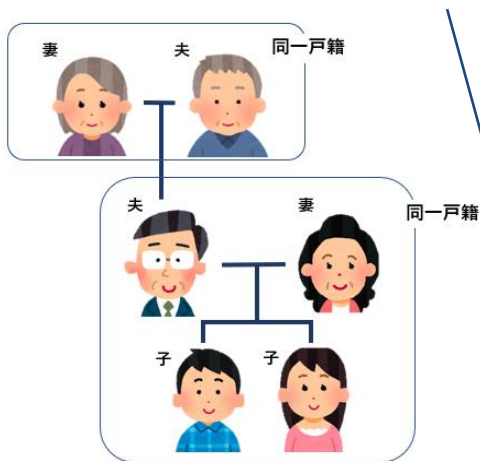
◆ 戸籍全部（個人）事項証明書と戸籍謄本は違うの？

・コンピュータ化した戸籍の証明を「戸籍全部（個人）事項証明」と言います。（戸籍謄本（抄本）と同じ意味です）
 同じく、コンピュータ化後に除籍になった証明を「除籍全部（個人）事項証明」と言います。（除籍謄本（抄本）と同じ意味です）

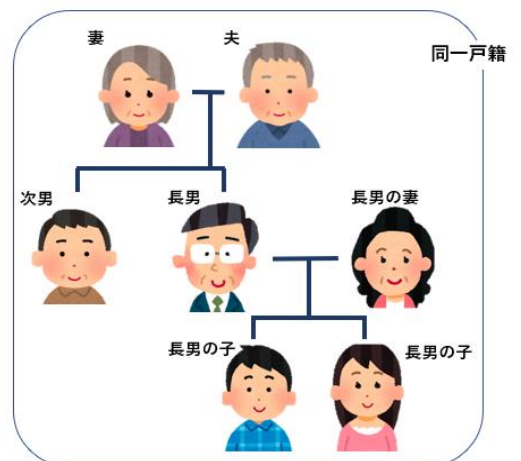
◆ 戸籍は一組の夫婦と氏を同じくする未婚の子を単位に作られています。

- ・結婚すると、これまで記載されていた戸籍から除籍され、その配偶者とともに新しい戸籍が作られます。
- ・祖父母と孫が同じ戸籍に記載されることはありません。（孫が祖父母の養子になった場合を除く）
- ・昭和32年改製前は「家」を基本とする単位だったため、伯父・叔母・甥など、その家に住んでいる人全員が記載されていました。

現在



昭和32年
改製前まで



◆ 戸籍にはどんなことが書かれているの？

全部事項証明	
本籍	広島市中区国泰寺町100番地
氏名	中区 甲太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成23年6月9日
戸籍に記載されている者	【名】甲太郎 【生年月日】昭和23年7月8日 【配偶者区分】夫 【父】中区幸雄 【母】中区松子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和23年7月8日 【出生地】広島市中区 【届出日】昭和23年7月12日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和23年7月18日 【受理者】仙台市青葉区長
婚姻	【婚姻日】昭和47年6月6日 【配偶者氏名】西区よし子 【従前戸籍】広島市中区国泰寺町100番地 中区幸雄
戸籍に記載されている者	【名】よし子 【生年月日】昭和26年12月10日 【配偶者区分】妻 【父】西区和夫 【母】西区節子 【続柄】三女



・父母との続柄や、出生、婚姻等の身分事項が記載されています。

過去の本籍をさかのぼるときは「従前戸籍」欄を確認してください。

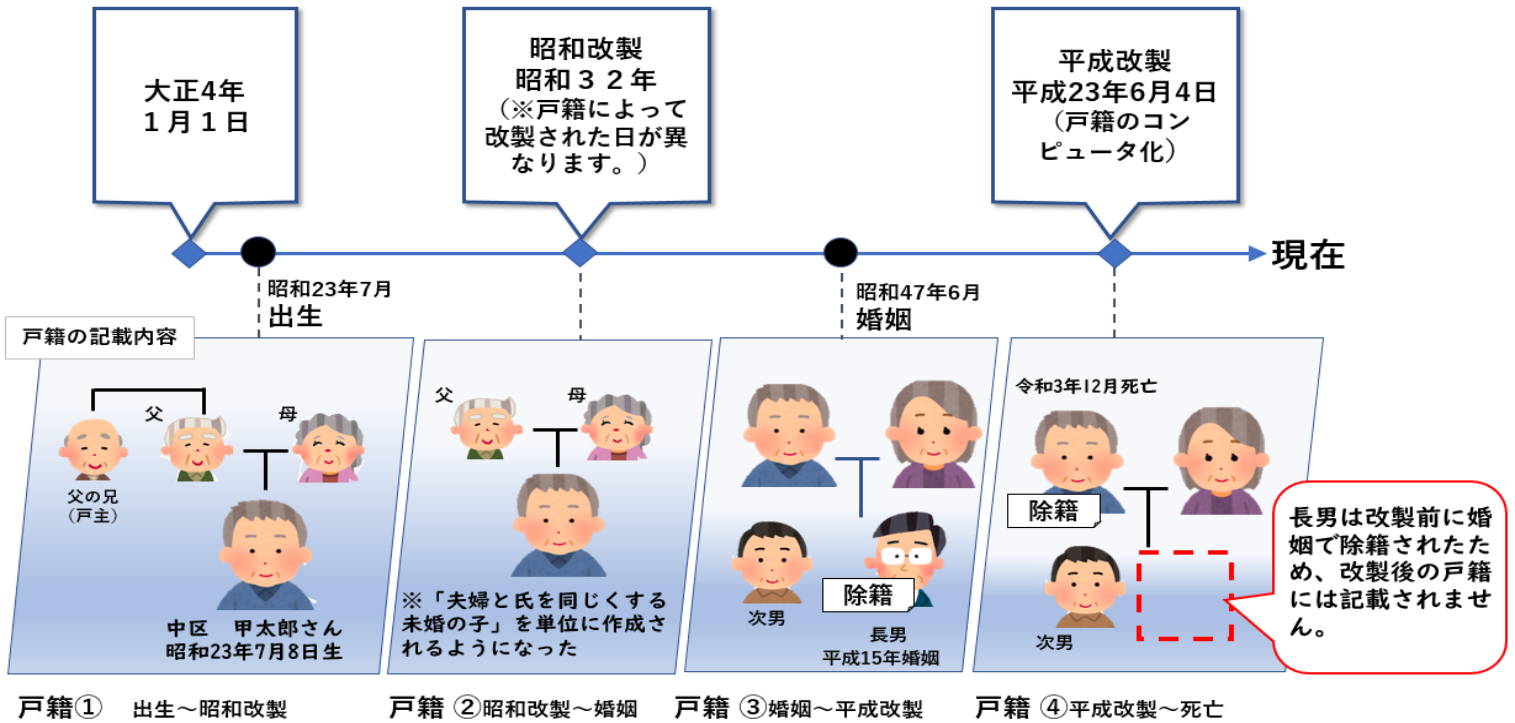


◆ 戸籍は時系列にわかれています。

・改製や身分事項の変動(婚姻や離婚など)によって新しい戸籍が作られる場合があります。そのため、一人の出生から死亡までをそろえると何種類も戸籍がある場合があります。
(下記の例の場合には4種類の戸籍が存在します。)

・戸籍は個人の身分事項などによって記載が異なります。また他市町村の戸籍は改製の時期が異なります。詳しくは本籍地の市町村にお尋ねください。

・広島市は大正3年12月31日以前に除籍された戸籍は保存していません。(湯来出張所管轄を除きます。)

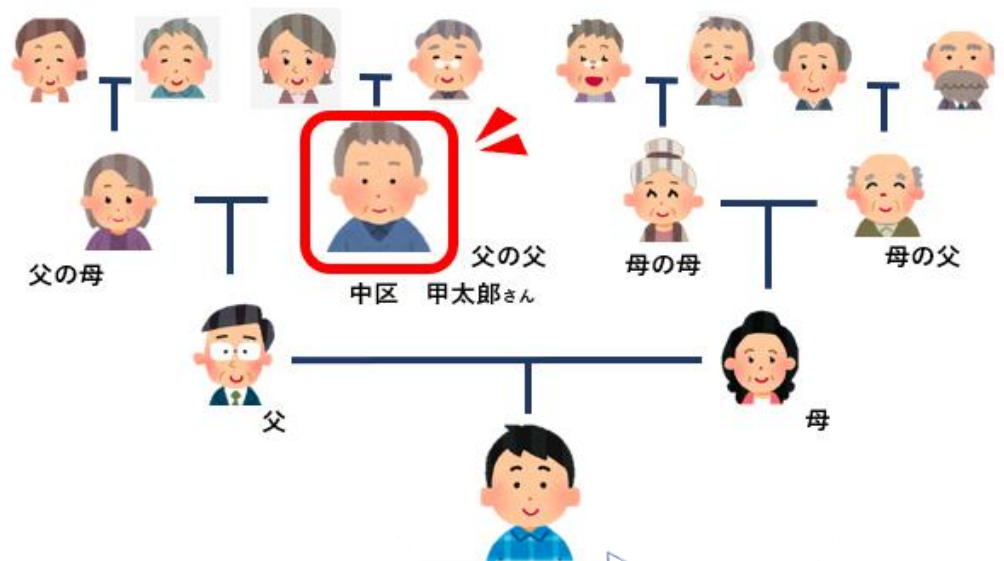


◆ 家系図作成のために請求される方へ (お願い)

家系図作成の場合には、父母、祖父母へと本籍・筆頭者を確認しながら順番にさかのぼって請求してください。

請求書の「必要な人の氏名」欄に記入された方が記載されている戸籍のみを交付します。

さらにさかのぼる必要がある場合には、お手数ですが、届いた戸籍の内容をご確認いただき、再度、ご請求ください。



請求書

■ 必要な証明の本籍・筆頭者など

本籍	広島市 中 区 国泰寺町 大字 100 番地
筆頭者	中区 甲太郎 ※筆頭者は戸籍の最上段に書かれている方です。亡くなっても変わりません。
必要な人の氏名	中区 甲太郎 生年月日 明・大・昭 平・令 23 年 7 月 8 日生

直近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、ご記入ください。

届出名: 出生・死亡・婚姻・離婚・その他() 提出日: 月 日 提出先: